

# 戸建住宅向け充電設備導入促進事業実施要綱

(制定) 令和4年6月24日4環地次第130号

## 第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の家庭向けの充電設備の導入を促進するために行う「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

都は、充電設備を導入する者に対し、当該設備の導入に要する経費の一部を助成する。

## 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - (1) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - (2) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
  - (3) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- 2 戸建住宅 建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」のみであるものをいう。
- 3 リース契約 助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
  - ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
  - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきものであること。

## 第4 本事業の内容

都は、次のとおり充電設備（以下「助成対象設備」とする。）の導入に要する経費の助成を行う。

### 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次に定める要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 2に規定する助成対象設備を所有し、又はリース契約を締結し、使用する個人
- (2) 2に規定する助成対象設備を設置する個人と、当該助成対象設備に係るリース契約を締結したリース事業者

### 2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる設備は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に設置すること。
- (2) 設置された日において、経済産業省の事業であるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業における補助金の交付対象となる設備として当該事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが承認したものであること。
- (3) 都内の既存戸建住宅に設置すること。
- (4) 設置する戸建住宅における電力契約が別に定める「再生可能エネルギー100%電力調達」のものであること又は設置する戸建住宅において太陽光発電システムが設置されていること。
- (5) 未使用であること。
- (6) 国や他の地方自治体から、当該設備に対する同種の助成金の交付を受けていないこと。

### 3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 設備購入費
- (2) 設置工事費（付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。以下同じ。）

### 4 助成金額

助成金の交付額は、普通充電設備1基当たり2万5千円とする。

### 5 実施期間

- (1) 事業の実施期間は、令和4年度から令和6年度までとする。
- (2) 本事業の助成金の交付は、令和7年度までに行うものとする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

#### 第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。